

平成29年度事業計画

1. 英靈顕彰事業

(1) 総理、閣僚の靖国神社参拝の継続・定着運動の推進等

先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲により、我が国は今日、平和と自由を享受できている。戦没者に対し、国家・国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

靖国神社は、戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設であり、国を代表する内閣総理大臣が靖国神社に参拝し、英靈に尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことであり、国家存立の基本である。

今後とも、総理、閣僚の靖国神社への参拝が定着化するよう運動を推進していく。

(2) 高知県護国神社の慰靈行事への奉賛協力等

本県においては、知事の高知県護国神社への参拝が、春秋の例大祭等へ継続して行われており、遺族は等しく感謝している。引き続き、知事の護国神社への参拝を要請するとともに、県内の多くの地方公共団体の首長等の参拝を求めていく。

遺族会としても、高知県護国神社に対し、本会役職員による例大祭をはじめ各種慰靈行等への奉賛協力をを行う。

(3) 地方自治体による追悼式等の実施

戦没者の追悼式等は遺族のためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲となられた方々を慰靈顕彰するものであり、各自治体は率先して実施すべきである。また、戦前戦中の徴兵制度において、地方自治体が果たした役割は大きく、その責任は永遠に免れるものではない。

できるだけ多くの県内自治体により追悼の行事が実施されるよう、行政に対し要望を続けるとともに、各地区遺族会は、遺族の高齢化に伴い追悼式等への参列者が年々減少していることから、参列に当たっては、孫・ひ孫と一緒に参加するよう努める。

また、県をはじめいくつかの市町村の追悼式で、中学生等が式典に参加し平和の作文を朗読するなど、式典内容が見直されている。今後とも、各自治体で行われる追悼式には、平和学習の一環としての児童・生徒の参列など、式典を後世代に引き継いでいくよう、内容の見直しを継続して要請していく。

さらに、市町村や各種団体が行う追悼式等へ本会役員が可能な限り参列し、慰靈・追悼を行う。

(4) 戦跡慰靈巡拝などの実施

- ① 沖縄や南方地域で散華された本県出身の英靈1万8千5百余柱が祀られている沖縄「土佐之塔」への慰靈巡拝を、11月11日(土)～13日(月)の日程で実施する。また、若者世代を含む多くの方々が参加しやすい慰靈巡拝とするために、参加条件を検討する。
- ② これまで取組んできた忠靈塔の実態調査、戦没者遺品などの戦時資料の収集は、それぞれホームページへの掲載、高知県立歴史民俗資料館への寄贈を行い、一定の成果を見た。適宜ホームページの更新を行うとともに、会員への遺品等の収集の呼びかけを継続する。特に、遺族の高齢化により困難になりつつある忠靈塔の維持管理について、行政等に対し積極的な支援を求める。
- ③ 平成30年1月11日(木)から26日(金)までの14日間の会期で、高知市文化プラザ「かるぽーと」において、昭和館の「巡回特別企画展」が開催される。

開催に当たって、県内遺族会員及び中四国ブロック遺族会員への周知を図るとともに、広く県民の参加を促すための方法を検討する。また、各地区遺族会は会員への周知のほか、できるだけ多くの児童・生徒をはじめ地域住民の参加を求めるため、市町村有バスの運行等について関係先に配慮を求める。

(5) 遺児慰靈友好親善事業等

日本遺族会が国の補助を受けて実施する本事業は、亡き父の慰靈追悼を行うとともに改めて英靈顯彰を考える貴重な機会である。このため、遺族会報のほか県及び市町村の広報誌への掲載依頼、遺族会のホームページなどにより、参加者募集に努める。

また、日本遺族会に対して、戦没者遺児の配偶者の参加や孫・ひ孫などへの参加対象の拡大を要望していく。特に、遺児の配偶者については、永年にわたり遺児と一緒に戦没者の慰靈活動を行ってきており、遺児同様に高齢化が進むなかで一刻も早い実現を望みたい。

【平成29年度実施地域】

① 広域地域 旧満州、ミャンマーなど14地域、延べ15回
792名（予定）

② 特定地域 西部ニューギニアなど3地域、108名（予定）

本年度の日本遺族会主催の戦地慰靈巡拝は、マリアナ諸島地域が予定されており、うえの事業と同様に参加者募集に務める。

(6) 遺骨収集帰還事業等

昨年3月に、事業を国の責務として規定する「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が成立し、収集事業実施のため「一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会」が指定法人となり、大幅に事業規

模及び予算額が拡充された。

これを機会に、この事業等に孫・ひ孫等の参加を一層促すとともに、日本遺族会に対して、一般の方の参加を促進するためのPR活動の徹底や学生・社会人が参加しやすい環境づくりに努めるよう積極的に働きかける。

【平成29年度遺骨収集帰還等実施地域】

フィリピン・東部ニューギニアなど、19地域（予定）

【平成29年度慰靈巡拝実施地域】

ビスマルク・ソロモン諸島など、11地域（予定）

（7）全国戦没者追悼式への参列

国が8月15日に実施する全国戦没者追悼式へ参列する公費対象の遺族代表を県から依頼を受けて募集し、県とともに遺族団を引率・参列する。参列者の募集に当たっては、県の広報誌、遺族会報のほか、各地区遺族会での参加の呼びかけを活発に行うよう努める。

また、国に対し国費での参列対象者の範囲の拡大と、式典内容の見直しに合わせた児童・生徒の参列を促すため、別枠での国費での参加を要請していく。

2. 広報啓発事業

高知県遺族会報を毎月一回発行し、国の援護行政の情報、県内の各地区遺族会の活動状況や日本遺族会の動向などの情報を提供するほか、読者に対し広く意見・要望・文芸などの投稿を求め、魅力ある紙面づくりに努める。

また、遺族会のホームページの活用により遺族会の目的、組織や活動内容の積極的なPRを行い、その運営や組織の拡充強化等に努める。

3. 遺族福祉向上事業

(1) 公務扶助料等の改善

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づいて支給されるものであって、この理念に基づいて改善が行われるよう強く国に働きかける。

(2) 特別弔慰金の支給要件の改善

特別弔慰金の継続支給と戦没者と一定の生計維持関係を求める現行の支給要件を見直し対象者を拡充することを強く求める。さらに、特別弔慰金の本来の趣旨に沿って、戦没者遺児の配偶者を含め、孫・ひ孫、甥・姪等、実際に戦没者の「墓守り」をしている者を支給対象とするよう、日本遺族会を通じ改善要望を行う。

(3) 組織の拡充強化

遺族会は会員の高齢化に伴って組織が弱体化してきており、遺族福祉の向上を図っていくうえでも組織の拡充強化が必要である。このため、次の取組を推進する。

① 戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰靈祭への参加、会費の徴収、遺族会報の配布等々、積極的に遺族会の活動に参加協力する。

また、各種事業に戦没者の孫・ひ孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力する。

② 後継者としての孫・ひ孫を中心とした「青年部」の組織化については、孫・ひ孫等の実態調査により、入会希望対象者の名簿を整備し、対象者に対し入会意向の確認を行うなど、入会者の確保を図る。また、対象者等に対し、遺族会が実施する追悼行事や研修会への参加を促進し、遺族会等に対する理解を深めるよう努め

る。

③ 各地区遺族会は、以下の取り組みなどを進めることにより、引き続き新規会員の獲得と後継者の育成を図る。県遺族会は、地区的遺族会活動が直面する課題に対応し、支部活動の活性化に向け、地域遺族会活動奨励費助成金の増額を図る。

ア 亡くなられた正会員の遺族、全国戦没者追悼式、慰靈友好親善事業及び遺骨帰還事業等の参加者、特別弔慰金受給者を中心に入会の働きかけを行う。

イ 女性遺児の参加を積極的に要請するとともに、遺児の配偶者等の入部を促進し、地区遺族会の活性化と後継者の育成に努める

④ 会費の減少や金利の低下により、財源の確保が大きな課題である。このため、新たな会員の確保や各自治体に遺族会への支援の継続を働きかけるなど、安定的な財政運営の確保に努める。

(4) 老人福祉事業

遺族大会の場で、100歳を迎えた戦没者の妻を表彰し、これまでのご労苦に感謝する。

(5) 壮年部・女性部事業

現在、遺族会はこれまで活動の中心となってきた遺児等の高齢化が進むにつれ、組織の維持・運営財源の逼迫等多くの課題を抱えている。

当面、英靈顕彰や遺族福祉の向上などの遺族運動を中心となって担っていく遺児は、こうした遺族会のおかれている厳しい現状を認識し、その資質向上を図ることが必要となる。このため、遺族会報等を活用し、若い世代を含め、広く会員等に参加を呼びかけ、壮年部・女性部と合同で研修を実施する。

なお、本年度の視察研修は10月に県外宿泊研修とする。

また、日本遺族会が開催する研修会への積極的な参加など、全国の遺族会とともに組織の後継者としての意識向上、共有化を図る。

(6) 遺族大会

本年7月に知事、日本遺族会会长などを来賓に迎え、遺族大会を開催する。

遺族大会は、広く参加者を求め、記念講演などを行い、参加者の遺族会活動への理解を深めるとともに、相互の親睦を図る。

